

平成 3 0 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 平成 3 0 年 6 月 8 日

閉会 平成 3 0 年 6 月 2 0 日

平成 3 0 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 3 0 年 6 月 8 日

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成30年6月8日(金)午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告 議会報告
	報告第2号	平成29年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第3号	平成29年度川西町下水道事業会計予算繰越計算書
	報告第4号	定期監査報告について
第4	承認第3号	平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第5	承認第4号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第6	承認第5号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
第7	議案第36号	平成30年度川西町一般会計補正予算について
第8	議案第37号	川西町防災空地設置条例の制定について
第9	議案第38号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第10	議案第39号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第11	同意第4号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議 長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会においては、平成30年度一般会計補正予算並びに条例の一部改正の専決処分承認案3件、平成30年度一般会計補正予算案、条例の制定及び一部改正などの議案4件、人事同意案件1件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議 長(石田三郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番 大植正君及び1番 松村定則君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より20日までの13日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第2号、平成29年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号、平成29年度川西町下水道事会計予算繰越計算書をお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第4号、平成30年3月から平成30年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 監査報告いたします。

平成30年3月から平成30年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成29年度並びに30年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

平成30年6月8日

監査委員 西田亜希子

議長（石田三郎君） 報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

日程第4、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第11、同意第4号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選出についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第4、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第10、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの承認案3件、議案4件を一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括上程といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

最初に、専決して執行いたしました平成30年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

4ページをご覧ください。

これは、平成29年度会計の償還収入に歳入不足が生じたため、平成30年度会計から繰上充用により補填するもので、歳入歳出それぞれ1,147万5,000円増額しようとするものでございます。

以上により、平成30年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,67

3万7,000円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目、「条例の概要」を御覧願います。右の欄の「概要」を御覧ください。

内容といたしましては、低所得者層の税負担の軽減を図るための軽減判定所得基準の見直しを行うものでございます。

次に、承認第5号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、内閣府令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の「概要」を御覧ください。

内容としましては、当該条例に引用される認定こども園法の条項ずれを解消するために改正を行うものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第36号、平成30年度川西町一般会計補正予算から議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

まず、議案第36号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

歳出の部です。6ページをお開きください。

款6.土木費 項3.都市計画費 目1.都市計画総務費におきまして、1億6,466万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金において駅周辺整備事業が重点事業と認定されたことに伴い、当初交付見込額に対し交付決定金額が大幅に上回ったため、次年度に実施を予定しておりました駅前広場及び新設道路等の用地買収並びに建物補償関係、踏切拡幅に伴う町道結崎線整備に係る用地・建物調査業務を実施するものでございます。

次に、款7.消防費 項1.消防費 目2.非常備消防費において、19万9,000円の増額をお願いするものです。これは、平成30年3月31日付で消防団員1名が退職されることになったことに伴い、消防団員退職報奨金を退職した元団員に支払うための費用を増額補正するものでございます。

続いて、目5.災害対策費において、60万円の増額をお願いするものでございます。これは、台風による被害を受けた各自治会の自主的な復旧事業を支援するための災害復旧事業費に対する補助金を交付するための経費で、平成30年7月1日から施行いたしたいと考えております。

次に、歳入の部でございます。5ページをお開きください。

まず、款 13. 国庫支出金 項 2. 国庫補助金でございますが、目 4. 土木費国庫補助金 8,906 万円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほど申し上げましたように、駅前整備や工業ゾーン整備について国に要求いたしておりました社会資本整備金が、当初想定した以上に配当されたことによる増額でございます。

次に、款 19. 諸収入 項 3 目 1 節 1 の雑入のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金から団員の退職報奨金 20 万円が負担されますことから、当該金額について増額を行うものでございます。

次に、款 20 項 1 の町債についてでございます。目 4. 土木債について、先ほど申し上げました事業費の増額に伴い、第 2 の地域活性化事業債 7,620 万円を増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ 1 億 6,546 万円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成 30 年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 7,269 万 1,000 円となります。

以上が平成 30 年度の補正予算関係であります。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外の議案について御説明いたします。

議案第 37 号、川西町防災空地設置条例の制定についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、震災により発生する火災の拡大を防止することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、既に整備済みの梅戸共同浴場跡地、下永共同浴場跡地の 2 カ所を防災空地として指定し、当該空地の管理等に関し必要な事項を定める条例の制定でございます。

次に、議案第 38 号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の改正された内容を反映させるためのもので、保育所等との連携基準の緩和と食事提供の特例の基準を緩和するための改正でございます。

次に、議案第 39 号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、学童保育所に関するもので、内閣府令により改正された内容を参酌して、支援員の基準の緩和のために、「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」を放課後児童指導員の基礎資格に新設すること並びに現行の教員の資格を有する者の趣旨を明確化するための改正でございます。

以上でございます。何とぞ慎重審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君）

お諮りいたします。

ただいまの承認第 3 号、平成 30 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算の専決処分についてより、日程第10、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての7議案についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 異議なしと認め、厚生、総務建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりに取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

日程第11、同意第4号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きます、同意第4号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会の委員として就任していただいております宮本新一委員の再任につきまして、御同意を願うものでございます。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長(石田三郎君) ただいま説明のありました同意第4号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(石田三郎君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

同意第4号、川西町固定資産評価審査委員会委員 宮本新一氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(石田三郎君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、6月12日午前10時より再開いたします。

長時間ありがとうございました。

(午前10時19分 散会)

平成 3 0 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成30年6月12日(火)午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問

(午前10時00分 再開)

議長(石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成30年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、質問させていただきます。

児童生徒の登校拒否と先生の働き方、国保と介護保険料についてお尋ねします。

川西小学校における登校拒否児童は、また、式下中学校における登校拒否生徒は何人おられますか。

ゴールデンウィーク明けに増加するとの報道、全国で13万4,000人、また、新たにスクールカーストなどと、生徒間での新しい序列の発生が指摘されています。これは、子どもたちが意識せず行う差別、残酷ないじめにほかなりません。

一概に解決できなくなっているとは思いますが、学校、教育委員会ではどのように対応されていますか。この子たちの勉強の遅れ、精神的サポートのやり方の実態を示してください。

また、登校拒否児童生徒の親御さんの気持ちも思いやり、真剣に取り組まれないと思います。

文科省がまとめた学校における働き方改革に関する緊急対策を受け、川西町教育委員会は、教員の働き方改革にどのように取り組まれていますか。川西町は大丈夫と自負されますか。教員の精神疾患による休職はないのですか。あれば、その実態と対応を。

どうあれ、配属・赴任された先生を子どもたちは無条件で受け入れるのです。先生と子どもの関係は、子どもの伸びしろに大きく影響します。ここで、実力と余裕のある先生の働き方が必要ではないかと思えます。

次に、奈良県では、国保運営の安定化、加入者負担の公平化、医療費の適正化、医療提供制の整備を四位一体で推進すると報告があり、平成36年には保険料水準を統一し、県民の負担と受益を総合的にマネジメントし、見える化に努めるとありますが、川西町の立ち位置として、収納率の低い奈良市・他と統合する今回の施策は、川西町にとって損なのでは？

県平均93.9%、川西町98.8%の収納率。少し形が見えてきていると思いますので、報告していただけないか。

私ごとですが、6年前、総コレステロール値424、中性脂肪値495との数値が出たとき、奈良の病院で「人工透析を受けますか」と言われました。即「嫌です」と答え、結崎のT先生にかわり、投薬で現在178と215に下がりました。もし透析を受けていたらと思うと怖くなりました。人生を左右しかねない透析について考えるべきと思えます。

川西町では、透析患者1人年間約500万円の医療費負担がかかります。患者においては、週3回の透析が欠かせなくなり、仕事にも支障が出、1級障害者手帳を保持することになってしまいます。簡単に人工透析を受けさせようとする医者に疑問を抱きました。経費を行政が持つからと、安易な考えで受けてはだめです。透析を受ける前に第三者で見きわめ、助言し、本人が十分理解した上で透析を受けるシステムを考えるべき時ではないですか。お金だけではなく、命、その人にとっての大切な人生がかかっているのです。

次に、介護保険第2号被保険者は、掛けるのみで、ほとんど利用なし。第1号被保険者に関しても、介護保険スタート当時から掛けているが、利用のない人もたくさんおられると思います。平成29年度の収納率は100%であるとのこと。介護保険を全く使わない人に善処する意味で、ポイントをつけるべきだと思いません。図書券や買い物券等で実行している市もあるとのこと。また、健康を保持するため、それぞれの方法で（プール、カーブス等で個人負担をしてでも）努力されている方もいるのです。このような人への補助、サポートも考えては？

その他、ポイントを目的に介護保険を使わない人も発生し、これらのことが相まって、結果、介護保険の節約につながるのではないのでしょうか。

介護保険料は、当初2,911円、現在、2倍の5,869円、2025年には7,200円、さらには9,200円になるとのこと。今でもパンクしかかっている介護保険料の節約を考えることこそ大事ではないですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

私からは、国保と介護保険料についてお答えいたします。児童生徒の登校拒否と先生の働き方に関しましては、後ほど教育長より答弁させていただきます。

まず、国民健康保険の制度は、今年度から、各市町村単位での運営から県域での運営に変更されました。この制度の改正に伴い、奈良県は、5年後の平成36年度に、「県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯状況であれば、同じ保険料水準となるように」との方針を示しております。しかし、安井議員の御指摘のとおり、奈良県の制度設計では、これまで歳入確保のために努力してきた、収納率の高い市町村への負担が大きくなる構造となっており、本町としては、これまで県が開催する国保の新制度に向けた会議などで、再三、見直し等についての意見を主張し、協議してまいりました。

その結果、平成30年度からの3年間は、一定水準以上を確保した収納率の高い市町村に対しまして、これまでの収納努力に配慮するために、県独自の補助制度が設けられました。また、県が策定した奈良県国民健康保険運営方針は、2年後の平成32年度に見直しを行う予定であり、その際に、奈良県国保を運営するために必要となる事業納付金を再度推計し、市町村ごとの標準保険料率を算定します。本町としては、高い収納率の市町村の負担が増加するという現状の是正について、引き続き県に要望を行う方向で考えております。

次に、人工透析に関してでございますが、川西町では、人工透析が必要となる

腎臓病などの生活習慣病に限らず、保険給付費を抑制していくためには病気予防が大切であるとの観点から、さまざまな予防対策事業を行っております。

まず、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、国保の特定健診、特定保健指導を実施し、また、本町独自のこととして、若い世代に着目し、30歳代からメタボリックシンドロームに着目した健診を行い、生活習慣病の発生リスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師、管理栄養士などが生活習慣を見直すサポートを行っております。

さらに、昨年度より、40歳以上の国民健康保険の特定健康診査、後期高齢者医療保険の健康診査を実施した方で腎臓病の予防が必要な方を対象として、CKD（慢性腎臓病）病診連携支援事業を実施しております。腎臓の機能維持を目的に、町の作成したCKD連携手帳を利用しながら、御本人、かかりつけ医、腎臓専門医と連携しながら、手帳導入の最初の6カ月間、保健師の月1回程度の訪問や電話での支援を行っております。今後も、国、県、先進地の取り組みを研究・参考にしながら、健康増進・病気予防に取り組むことで、保険給付費の抑制に心がける所存でございます。

次に、介護保険料についてでございますが、先般、第7期介護保険料の全国平均などが新聞などで報道されました。今後も上昇し続け、2040年度には、制度開始当初の3倍を超える9,200円になると推計されております。議員のおっしゃるとおり、保険給付費が年々増える傾向の中、それに見合う保険料収入が必要になるため、介護保険財政は厳しい状況が続いております。

議員お述べの介護保険を全く使わない人や健康保持のため努力している方に対し、ポイントなどをつけ、還元することで費用の節約につなげてはということについてでございますが、他の自治体では、介護支援に係るボランティアポイント制を導入している自治体が見受けられます。その多くは、介護施設などで職員の補助をしたり、利用者の話し相手や施設の美化活動などをすることで、その活動時間などに応じてポイントを付与し、高齢者自身が生きがいややりがいを認識し、介護予防と社会参加を促し、最終的には介護給付費の抑制につなげるという施策が多いようでございます。たまったポイントは、自分のため、または社会のために使用するなど、その内容はさまざまでございます。また、このような事業は、介護施設にとっても、人手不足を補うことができるメリットもございます。

しかしながら、このような事業を行うに当たっては、介護施設や事業所にボランティアを受け入れていただき、活動日時の調整、活動時間や回数に応じたポイントを付与するなどの事務をしていただく必要があり、事業を理解し、参加協力していただく介護施設や事業所が町内に相当数あることが前提となりますので、事業内容の整備、導入については、十分な検討を要するものと考えております。

本町の介護予防の取り組みとしましては、地域住民が主体となって多様な活動を行っているグループなどに対して、地域包括支援センターが主となり、新規の立ち上げから長期継続できるよう支援を行い、また、住民保険課や保健センター

との連携で、健診と医療費とのかかわりや生活習慣病対策としての減塩の話などの講座も行いながら、健康についての認識を深めてもらい、介護予防や健康の保持増進さらには保険給付費の抑制にもつなげていくことを重点に考えております。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 教育長。

教育長（山嶋健司君） 引き続きまして、安井議員の御質問にあります不登校児童生徒の状況並びに教員の働き方改革への取り組み状況についてお答えいたします。

まず、不登校傾向にある児童生徒の現状についてであります。新入学・進級から2カ月余りが経過いたしました。現時点において不登校傾向にある児童生徒は、小学校におきましては、2名ほど休みがちな児童は見受けられますが、不登校として分類する児童はございません。中学校につきましては、前年度、不登校に分類された生徒8名、これを含めまして、現在10名が不登校傾向となっております。

不登校傾向にある児童生徒につきましては、担任や人推教員、生徒指導教員が御家庭を訪問、また電話で状況を確認するなど、状況把握に努めますとともに、担任、保護者、児童とのつながりの構築に努めております。また、各児童生徒の状況については、学校長、各地教委に月を単位とした報告が行われております。

また、中学校においては、不登校傾向にある生徒の解消に向けた指導体制の充実のため、臨床心理学を専攻する大学生や教員を目指す大学生をスタッフとした別室登校のできる教室「ステップ」を開設しており、学習指導、学力補充に取り組んでいるところです。

不登校傾向にある児童生徒に係る相談体制といたしましては、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーが小学校に、中学校には臨床心理士の資格も有するスクールカウンセラーが県より配置されており、相談を受けながらアドバイス等を行っております。これに加えまして、小学校には、毎週月曜日に町の臨床心理士が訪問いたしまして、児童、保護者、教員等からの相談を受け、アドバイス等を行っております。

次に、教職員の働き方改革についてでございますが、御質問の中にもありますように、中央教育審議会の答申に基づき、昨年12月に文部科学省より学校における働き方改革に関する緊急対策がまとめられ、その内容は、業務の役割分担、適正化を確実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革等、時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの対策の実施に必要な環境整備を行うこととされています。委員会といたしましても、これらの通知等に準じ、昨年4月より、学校事務の効率化を図るため、従来学校事務としておりました給食費を公費化し、行政事務といたしました。また、労働時間を見える化し、管理者として状況把握を行うとともに、教職員等にも自覚を促すため、本年4月より、タイムカードによる出退管理を導入したところです。

校務に係る支援につきましては、現在県においてICTの活用による県下統一

された支援システムの導入が進められており、今後も教職員の校務の省力化が図られていくものと考えております。

また、教職員が余裕を持って授業や準備に集中できる時間、教職員自らの専門性を高めるための研修の時間、児童生徒と向き合うための時間の確保、また、教職員等が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な授業を行っていただけるよう、これは保護者の皆様、関係者の皆様にも御理解を願わなければならないこととはなるんですけども、現在、教育委員会と学校におきまして、夏季休業中での学校休校日の設定、週1日以上、定時退校日の設定、平時における電話対応時間の設定について協議を行っているところです。

次に、精神疾患による休職者についてでございますが、現在、幼・小についてはございませんが、中学校においては1名が長期休養となっております。委員会におきましては、これにかかわる対応といたしまして、教職員自身のストレスへの気づき及びその対処への支援、職場環境の改善を通じて、メンタルヘルスの不調となることを未然に防止する一次予防を目的としたストレスチェック調査を教職員に義務化するとともに、相談体制についても制度化しているところです。

本町における教育の質のより向上を目指すためには、教職員が子どもたちと向き合い、ゆとりを持って教育活動を進められるように対策を講じていくことが必要であることから、引き続き関係する機関等とも連携しながら、不登校対策、教職員のライフ・ワーク・バランスにも配慮した職場環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、引き続き御理解、御支援を賜りますようお願いいたします。御質問への回答とさせていただきます。

議長（石田三郎君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） 現在、川西町では、約27名の透析患者がおられるとのこと。1億3,000万円の医療負担がかかっています。今後、透析患者が増えないような施策をよろしくお願ひしたいと思います。

また、介護保険料の低い市では、高齢者の働き場がいろいろとあり、元気に働いておられます。介護予防のための施策もいろいろあるとのこと。私の地区では、カラオケサロンを3年、普通のサロンを16年続けています。認知初期の方も、音楽を聞いているうちにいろいろな歌を歌われます。

人間関係も希薄になってきている現在、人との交流が介護予防に役立つと思います。今後、本気で取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

議長（石田三郎君） 4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、日常生活支援についてでございます。

本町では、3月に第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画が策定され、地域包括ケアシステムの構築も進められています。「長生きを喜べるまち、

「楽しめるまちへ」を基本理念に、これからの高齢者が住み慣れたこのまちで安心して暮らせる環境が整ってきています。

ところが、介護認定がなく、介護保険事業を使えない人で、普段の日常生活の中で困っている人が増えてきています。特にひとり暮らしの高齢者の方で、足腰が弱ってきて、重いものが持てなくなって、ごみを集積所まで持っていけない人、車がなく、自転車も不安で買い物に行けない人、家の中や庭の掃除に困っている人など、ちょっとしたことをするにも人の手を借りたいと思っておられる高齢者が増えてきています。

介護認定を受けている人は、介護保険事業を利用してヘルパーさんに手伝ってもらえますが、そうでない人たちは手助けをどこにお願いすればいいのかわからず、困っておられます。

介護保険制度は、国の法律に基づいて市町村によって運営されていますが、保険対象外の人にも日常生活の手助けを迅速に対応することができる場所が必要ではないでしょうか。

本町では、28年から生活支援コーディネーターを配置し、29年には生活支援体制整備事業協議体を設置し、介護予防・日常生活支援総合事業が進められています。その計画の中に、「地域の多様な主体のサービス体制整備のため、介護予防・生活支援を担う人材・組織の育成を図る」とあります。例えば日常生活支援総合事業の中に、住民参加型の在宅福祉サービスとして、日常生活の手助けを行う組織をつくられてはどうでしょうか。手助けしてくれる方を住民から多く募って、利用者の依頼内容に応じた手助けをしていただく。有償ボランティアとし、利用者には利用料を支払っていただく。このように日常生活を手助けしてくれる人材・組織を育成すれば、多くの方が助かり、喜ばれます。

本町の安心して暮らせるまちづくりの一つとして必要であると私は考えています。町長の考えをお伺いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。
町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、日常生活支援についてお答えさせていただきます。

今後も高齢者の割合が増える予測の中で、これに比例して高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加し、日常生活に支障を来す方々も増えてくるであろうことは、川西町だけではなく全国でも抱える問題であると感じております。

その中で、第7期介護保険事業計画は、自助・互助の役割を大きく求めながら、介護予防もしくは自立支援に向けた取り組みを重視した内容となっており、その内容を具体的に示す介護予防・日常生活支援総合事業は、一般介護予防事業と介護予防生活支援サービス事業の2つからできており、平成29年度から行われております。この介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスがあり、要支援の認定を受けている方もしくは基本チェックリストを受けた上で事業対象者と決定された方が対象となっております。

議員お述べの介護保険対象外の方たちへのごみ出し、買い物、掃除などの日常生活の支援についてでございますが、現在のところは町で立ち上げた組織はございませんので、必要とされる場合は、地域のボランティア団体やNPO法人のほか、民間の事業所などにサービスの申し込みをしていただくほかには方法ございません。

町としましては、平成29年2月に生活支援体制整備事業協議体を立ち上げ、生活支援コーディネーターとともに、高齢者の日常生活について、地域でできること、できないことなどの課題を取り上げ、どのような取り組みがあれば安心して暮らせるまちになるかなどを話し合い、住民や地域が主体となった支え合いの体制づくりや生活支援サービスの創出を検討しております。今後もこの協議体での協議を重ね、高齢者と地域またはボランティア団体などとのつながりを保ちながら、議員のおっしゃるような方にも対応できるような体制づくりに努めてまいります。

また、地域包括支援センターでは、今後の介護状態が重度化するまでに早期のうちに対応し、生活機能の低下の防止や機能回復に向けた相談支援を行っております。これまでできていたごみ出し、買い物、掃除などの日常生活について最近できなくなってきたと感じられる高齢者につきましては、徐々に機能低下が見られてくると思われまことから、まずは高齢者の生活に関する総合相談窓口でもある地域包括支援センターに相談をしていただくよう周知に努め、そのような高齢者に生活機能の低下について対応できる体制を整備していきたいと考えております。

また、一方で、民生委員との連携を密にし、地域での生活支援を要する高齢者の早期発見にも取り組んでまいりますので、日常生活について機能低下を感じられてきましたら、地域包括支援センターもしくは地域の民生委員などに御相談いただくように、周知に努めたいと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 協議体の中で検討を進めている、また、日常生活で機能低下を感じたら、まずは地域包括支援センターに相談してもらいたいとの答弁であったと思います。

地域包括支援センターについては、昨年の広報「川西」9月号から今年の2月号まで連続して業務の内容が紹介されてきました。その後は、かわにしココロカフェの案内欄でその問い合わせ先が地域包括支援センターとなっていて、電話番号が載っています。しかし、それはほとんど目立たず、よく読まないとわかりません。

そこで、広報の中に「役場・関係機関の電話番号覧」というのがあります。その中に地域包括支援センターの番号を載せていただければどうでしょうか。

それと、5センチ四方程度の枠をとって、「地域包括支援センターでは、困ったことがあったら相談を受け付けています」という内容の小さな囲み記事を毎月

掲載していただければ、町民の皆さんの目にとまるようになるのではないのでしょうか。

それと、もう一つ提案します。

昨年3月に策定した第3次総合計画と同時に川西町地域福祉計画も策定されています。どちらも安心して暮らせるまちづくりを基本理念にしており、地域福祉の推進体制の中で、行政の役割として、「行政は、町民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく」こととなっています。また、「地域福祉を推進する社会福祉協議会や関係団体と相互に連携、協力を図り、自主的な取り組みへの支援を行う」こととなっています。その具体的な取り組み方針として、地域福祉活動において、住民参加型在宅福祉サービスへの支援、福祉ボランティア指導者の育成と住民ニーズとをつなぐ仕組みの構築が上げられています。これらが実施されれば、日常生活の中で手助けが欲しいときに助けてもらうことができると思います。

このような地域福祉が充実すれば、町民の方々は安心してこのまちで暮らしていけるようになると思います。すぐに実現するのは難しいですが、町民の方々の大切な声であり、これからの町の課題としてしっかりと取り組んでいていただきたい。

以上で質問を終わります。

議 長（石田三郎君） 町長。
町 長（竹村匡正君） 伊藤議員がおっしゃいました広報に関する提案につきましては、役場の中で協議しまして対応してまいりたいと考えております。

また、地域福祉計画に記載の内容に関しましては、現在、事業を進めている段階でございますので、こちらについても、さまざまな御指導、御指摘などをいただき、一緒になって地域の福祉を盛り上げてまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 1番 松村定則君。
1番議員（松村定則君） 1番 松村定則であります。議長の許可を得ましたので、御質問させていただきます。

公用車へのドライブレコーダーの設置についてお伺いたします。

近年、タクシー業界やバス・トラック業界などでドライブレコーダーの設置が進んでおり、個人需要についても高まりつつあるという現状であります。ドライブレコーダーを導入するメリットとしましては、事故やトラブル発生時における原因究明と責任の明確化だけではなく、運転者の安全運転への意識向上、交通安全教育への活用、また、動く防犯カメラとしての役割も十分期待できるものと考えます。費用も、最近では1台当たり1万円程度で入手できるため、設置が進めやすくなってきております。

公用車へのドライブレコーダー設置により、川西町の安心安全のまちづくりが一層進むと考えられますが、設置を検討されるお考えはありますか。御意見を

お聞かせください。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の「公用車へのドライブレコーダーの設置について」との御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、ドライブレコーダーにつきましては、事故発生時における原因究明と責任の明確化、運転者の安全運転へ意識向上、交通安全教育への活用、また、動く防犯カメラとしての役割も期待できるものと認識しております。

現時点でドライブレコーダーを設置している車両は、コミュニティバス・こすもす号の1台という状況でございますが、設置の有効性を考慮いたしますと、今後公用車への設置を他の自治体の事例を参考に検討していきたいと思っております。まずは関係各位の御意見もいただき、現状の把握に努める必要があると考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 松村議員。

1 番議員（松村定則君） 前向きな御回答、ありがとうございます。

今、こすもす号に設置されているということですが、今後、できましたら幼稚園のマイクロバス、ごみ収集車などへの設置も御検討いただけたらと思います。

それと、最近、隣の町でしたか、不審者情報も流れてきております。もしそういったときに公用車がある場所をたまたま通りかかっているならば、そういう不審者の情報提供にもなるのかなと思っております。

それから、私個人ですが、今年になってから、私も1台設置をさせていただきました。そのことによって、普段の運転のときも、少しではありますが、交通安全、信号の保持、スピードの制御、そういったところに気を使うようになりましたので、ぜひとも前向きに御検討いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 現在、こすもす号につけておるのは、事故発生時における原因究明と責任の明確化ということは先ほど述べさせていただいたとおりでございます。防犯カメラとしての役割につきましては、かつて他の議員の方に御回答申し上げましたとおり、常時定点での監視ができないこと、または録画した場所、時間をどのように整理して保存しておくのかというような課題もあるというような答弁もさせていただきましたとおり、その辺の課題も検討しながら考えていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議 長（石田三郎君） 1 1 番 芝和也君。

11 番議員（芝 和也君） 1 1 番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、32年度より導入が始まります会計年度任用職員制度につきまして、現時点での町長の基本的な考え方についてお伺いするものであります。

御案内のとおり、当該制度に該当する職員は、非正規等の不安定雇用における

自治体版に相当する問題でありまして、本来は、公務員の職に従事する以上は、任期に定めのない常勤職員として働いてしかるべきと心得ます。

民間労働現場におきましては、本年4月から、労働契約法の適用により、不安定雇用の改善に向けまして、有期雇用から無期雇用への転換請求が始まることとなりましたが、公務員には任用根拠に適用されませんので、新制度導入後も有期雇用の状態に変わりはありませんでして、俗に言う雇い止めも仕組み上は放置されたままということになりますので、残念ながら、この点での改善は見られません。昨年、自治法及び地公法の改定により、今後、非正規公務員においても一定の身分の安定等が加味されることは、町長も御承知のとおりであります。

本町におきましても例に漏れず非正規職員は存在しますので、これから先、新制度にのっとって実施することとなりますが、考え方として、公務員は、本来、任期に定めのない常勤職員が当たり前で、非正規はあくまで補完的に行うべきものと心得ますが、まずは町長のこの辺の基本的な考え方についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

その上で、新制度の導入に当たりまして、正規職員同様に恒常的に職務に従事している場合は、正規職員として見直してしかるべきと考えますが、この辺の見直しの有無についても、基本的にいかがお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

また、新制度の実施に伴い、一定の労働条件と処遇の改善がなされますが、その際、退職手当や社会保険の適用を免れるべく、フルをパートにするなど、空白期間の設定や勤務時間の縮小等、制度の趣旨に反するような形態はないものと思慮いたしますが、この辺の取り計らいについてもお聞かせいただけたらと存じますので、よろしくお願いいたします。

最後に、賃金体系についてお伺いいたします。

時給等、最低賃金制度に基づく基準を現在は当てているようではありますが、少なくとも高卒初任給並みに、できれば大卒初任給並みに準ずるような時給に換算して引き上げる見直しは念頭にはありませんか。この辺についても町長の基本的な考え方をお伺いするものであります。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。
町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問「会計年度任用職員制度の導入に当たって」についてお答えいたします。

会計年度任用職員の導入に当たっては、平成32年4月1日施行に向けて、国が示す事務処理マニュアルに沿ったスケジュールを予定しており、本年度中に臨時・非常勤職員の実態把握を行い、任用・勤務条件の整理と検討を行うこととしております。その後の平成31年度中には、臨時・非常勤の職の再設定及び任用・勤務条件等を確定した上で、関係条例案を議会へ上程させていただくことを想定しております。

議員御指摘の公務員は本来任期に定めのない常勤職員が当たり前で、非正規は

あくまで補完的に行うべきものであるかどうかにつきましては、人口減少による正規職員の雇用の抑制を図る中、期間的な不足分及び住民等の雇用の創出並びに専門的な技能を有する人材の確保を目的とし、非正規職員を雇用し、補っているのが現状であり、基本的な考え方につきましては、議員御指摘のとおりであると考えております。

その他の御指摘である今後の本町における臨時職員の対応につきましては、今回の地方公務員法の改正を踏まえまして、臨時・非常勤職員の定義が厳格化されたということでございますので、この方針に準拠しまして、施行日でございます平成32年度までに任用・勤務条件等について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 各論は、条例提案があつて、またそこでの議論ということになろうかと存じますが、まずは非正規の職員の採用に関しては、町長としては一定期間不足する部分、それを補っていくということとか、専門性を有する職が必要なときとか、あとは住民雇用、この辺について割と融通、幅がありますので、その辺で採用していくという旨の話であつたかと思ひますし、中身については、定義が確定したから、それに基づいてきちんと条例化するときに提案するということであつたように思ひます。

現在、そういうことで非正規の採用はこれまでもあるんですけども、実際にその業務に従事してもらっているというのは、いわゆる手の数、職員の数として必要だからそういうことになっていると思うんですけども、その辺、実際手として要るから、正規職員に加えて非正規職員という形で雇っている、こういう形に見受けられるんですけども、そこは町長御自身、手として必要か否かについてはいかががお考えでありますか。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 先ほども申し上げましたとおり、専門的な技能を有する人材の確保という形で来ている非常勤の皆様方が多数を占めており、また、産休や育児休などをとられている職員の皆さんもおることから、期間的な不足分として採用しているものもございまして、常態で不足しているという認識はございません。

以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 恒常的に不足している部分はないという認識であつたかと思ひます。

その辺、そしたら現在の職員の実情に照らして、手のひらに乗せてはると思ひますが、実際、職務に従事している中で、1年更新とか日々雇用の場合は、基本3カ月更新で更新して繰り返していますけれども、これがずっと繰り返されて、その職に従事してもらって来てもらっているという例は、町長としてはないとい

う認識なのでありましようか。その辺、いかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 何度も申し上げますが、基本的に専門的な技能を有する人材の確保並びに期間的な補足ということでございます。また、つけ加えましたら、将来的な組織の改編もにらんでということでございますので、基本的に常態で不足することはないと認識しております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 基本的に常態で不足することはないという認識だという重ねての答えでありました。

そしたら、例として、手として不足するから補完的に来てもらっている、採用していると、逆に言えばこういうことになるのかと思います。それはそういう認識ですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） そのように考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 了解です。ここは、実情に照らしてどうなのかという話になってくるかと思えます。今、町長が触れられましたけれども、組織の改編、その辺を見越して、いわゆる非正規で採用している卒を恒常的に勤務してもらっていたとしても、正規職員として雇うというパターンではなくて、組織のほうを改編していくことでそこは調整して行って、非正規の卒をなくしていきたい、こういうことやったかと思うんですけれども、考え方としてはそういうことですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） はい、そういうことでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、来ていただいている嘱託職員さん並びに臨時雇用さんの中では、専門的な技能を有する人材という方も大半を占めておりますので、その辺で御理解いただければと思います。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 例えば文化会館とか図書館とか、そういうところの職員さんも、先ほど言いましたように、基本的に更新を繰り返して、嘱託とか日々雇用、この状態のまま非正規でずっと来ていただいているということでありまして、恒常的にずっとその職に従事してもらっているということになります。そしたら、これは専門職という位置づけで町長は認識されているということでもありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） さようでございます。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） その皆さんは、図書館がある以上必要な人手やと、こう私は

思うんです。専門職として雇う場合は、町長は非正規の状態に来てもらうということでありましてけれども、それはそれとして、図書館の話で言いますと、図書館を維持運営していくのには、現在の職員さんは手として必要やから、それはそこで従事してもらっているということやと思いますが、手として必要か否か、これはいかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今現在、図書館を開いており、必要な司書さんとして来ていただいておりますので、必要と認識しております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 必要な手として来てもらっているというお答えであります、それを非正規、期間的に、補完的にということで行きますと、図書館を閉めていくということですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほども何度も申し上げておりますが、現時点では専門的な技能を有する人材の確保として来ていただいておりますので、将来的な組織の改編等々の考えも入っておりますので、現時点では必要な職員だという認識でございます。

将来については、今現在決まった話でもございませんので、それについてお答えする必要はないかと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 決まっている決まってない、決めている決めてない、方針を出している出してない話を議論しても、それはそれで仕方がないと思いますが、いずれにしても、手としては必要やと、こういうことあります。専門職であろうがなかろうが、手として必要やと、恒常的にずっと勤務してもらっている、更新期間が来れば、1年ごとの更新ですから、更新を繰り返してずっと来てもらっているということで行きますならば、町長もおっしゃっているとおり、必要やから来てもらっていると、こういうことになりますので、それはわざわざ非正規という形で雇っておく必要はどこにもないものだと思いますけれども、そういうお考えにはなりませんか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 考えはございません。といいますのも、正規職員と申しますのは、面接や書類選考で採用しておるわけで行きますので、非正規として来ていただいておりますのは、書類選考、競争試験がなく、いわゆる面接のみで採用された職員でございますので、先ほどの御質問にもございまして、正規職員として見直す考えはございません。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 角度を変えますが、そしたら、処遇として、採用は、今、町長が言われたような基準で採用しているということになりますから、正規職員にして正規職員できちんと採用しても、問題はないと思いますが、処遇は、正規職員にして来てもらっている場合と現在のように非正規で来てもらっている場合と、年数をどんどん重ねていきますと、扱いが大分違いますけれども、このギャップは、町長としてはいかがお考えになりますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） ギャップという、おっしゃっている言葉の意味はちょっと理解できませんけれども、正規職員、非正規職員、そもそも登用の段階で異なる採用の形態でございますので、それを合わせていく必要はないのではないかなと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 町長自身の考えは、今お述べのとおりやと思います。

ただ、公務員は任期に定めのない常勤職員が基本やということは町長も踏まえておられますので、そういう点で言えば、恒常的に従事してもらっている職員に関しては、人員として必要やから来てもらっているということになりますので、そこは雇用形態については正規職員に準ずる形に処遇も当てていくということで対応は可能かと思いますが、基本、正規職員にはすることなく、現在の形のまま引き続き実施するということから話は変わりませんが、重ねて伺いますが、そこは町長御自身そういう認識、考えやということで確認しておいてよろしいですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） さようでございます。正規職員への登用は、基本的に競争試験によるものでございますので、それを受けていただいて合格していただいてからという考えに変わりはありません。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） いやいや、合格して働いてもらったいいですねんけど、それはそれで、正規職員として採用する道やとそういうことになるけど、町長が言うてはるのは、それはせえへんということやから、非正規のまま雇い続けるという話やったかと思いますが。それはそれで、いずれにしても、この問題を含めて、後から条例化もされていくことですから、各論についてはその辺の話になってくるかと思いますが、加えて、導入に当たりまして、賃金体系についてお聞きをしたいと思います。

奈良県の最低賃金が、今786円ということでありまして。ざっとですけれども、1日8時間、週に5日働いて4週来るという計算でいきますと、12万5,760円ということになります。今奈良県で決められている最低賃金のレベルは大体このぐらいになりますので、我々50代後半ぐらいの者が大学を卒業して初めて働

く時分の初任給に相当する額ということになるかと思うんです。奈良県で今決まっている最低賃金の水準というのは、月額にするとそういうことなんですけれども、町長はこれを安いと感じられるか、こんなもんやと思われるか、そこは率直なところ、どうお感じになりますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今いただいた御質問については、通告にございませんでしたので、お答えする必要はないかと思えます。

今後の会計年度任用職員の給与等につきましては、今後の地方公務員法の改正を踏まえまして、また、総務省等の通達を踏まえまして検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） そこは検討してもらったらいんですけど、質問は、時給を高卒並みとか大卒並みの月給に換算した時給にしないのかと、こういう話であります。それに対しては、町長はどうですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今申し上げましたとおり、現在、地方公務員法の改正を踏まえまして、また、総務省等の通達も踏まえまして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 法律どおり、それはそれでルールが決まりましたので、それに沿って実施するというところで、検討というか、大いにそれは仕組みを変えてもらうことはそうなるかと思えます。

ただ、町長の認識として、先ほど紹介したように、時給を月給に換算したら、今から40年ぐらい前の大卒者の時給、今の奈良県最低賃金の基準で言うところのレベルになるので、それは安いと思うか高いと思うかという話ですから、別に町長の率直な気持ちでええと思うんです。お感じになっていることを言うていただいたらと思ったんですけども。

いずれにしても、町長御自身、認識としては、それを上回る、下がるというのは取り組みとしては行わずに、法やルールにのっとった基準に照らして実施をしていくということやったかと思えます。

また、職員についても、恒常的に来てもらう職員も働いている非正規職員も、そもそも採用が非正規やからということで、正規職員とは扱いが違うというお考えであったかと思えますが、そこは基本的には常勤職員として働いてしかるべきという考えをお示しですので、必要な職員人数として、人手として必要な場合は、きちんと正規職員として確保していく道を選ばれることを求めまして、質問を終わります。

議 長（石田三郎君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

承認第3号より議案第39号までの総括質疑ですが、質疑通告が提出されてお
りません。よって、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前11時00分 散会)

議 事 日 程

厚 生 委 員 会
総務建設経済委員会

総務建設経済委員会議事日程

平成 30 年 6 月 13 日(水) 午前 9 時 開議

日程第 1 承認第 3 号 平成 30 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について

日程第 2 議案第 36 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款 6 . 土木費 項 3. 都市計画費 P. 6

款 7 . 消防費 項 1. 消防費 P. 6

歳入 上記関係歳入 P. 5

日程第 3 議案第 37 号 川西町防災空地設置条例の制定について

その他

閉会 9 時 4 8 分

出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委員	森本 修司	委員	中嶋 正澄
委員	石田 三郎	委員	安井 知子
副議長	福西 広理		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
債権管理課長	西川 直明
税務課長	〃
事業課長	中川 辰也
教育長	山嶋 健司
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦
会計管理者	福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

平成 30 年 6 月 14 日(木) 午前 9 時 開議

- 日程第 1 承認第 4 号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 2 承認第 5 号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 3 議案第 38 号 川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 39 号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- その他

閉会 9 時 4 0 分

出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	松村 定則
委員	大植 正	委員	伊藤 彰夫
委員	寺澤 秀和	委員	福西 広理
議長	石田 三郎		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

平成 3 0 年川西町議会
第 2 回定例会会議録

(第 3 号)

平成 3 0 年 6 月 2 0 日

平成30年6月20日(水)午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 承認第3号 ～ 承認第5号 議案第36号 ～ 議案第39号 質疑・討論 採決
	(追加日程)	
第2	議案第40号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について
第3	議案第41号	ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について
第4	発議第1号	住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について
第5	発議第2号	国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書について

(午後2時00分 再開)

議長 (石田三郎君) これより平成30年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

会議に先立ち、9番 森本修司議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程されました、日程第4、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてより、日程第10、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの承認案3件、議案4件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (石田三郎君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議長 (石田三郎君) 総務建設経済委員長 松本史郎君。

総務建設経済委員長 (松本史郎君) 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る平成30年6月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、6月13日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてであります。

委員より、住宅新築資金等貸付金の未回収問題における現在の状況について質問があり、当局より、「資金の回収状況が、新築貸付については、順調償還1件、分納償還12件、10年以上滞納5件、宅地貸付については、順調償還1件、分納償還6件、10年以上滞納5件、改修貸付については、10年以上滞納5件」との回答がありました。

また、委員より、「3資金合わせて15件が滞っているが、当該年度についても動きはなかったのか」との質問に対し、当局より、「現在、債権回収や相続人等の請求先の調査等の諸事務については動きがないということで回収管理組合から報告を受けている」との回答がありました。

続いて、委員より、「平成32年より回収管理組合を脱会し、本町で債権回収を行っていくことになるが、返済の滞っている案件について、最終的に焦げついた場合、町において処理することになるが、町民に対する結果報告や見通しを含む状況報告をどうするのか」との質問に対し、当局より、「現在は回収管理組合が債権回収等を管轄しており、本町としても、より一層の回収に努めるようお願いしている。また、平成32年4月以降は本町で回収等に努めることになるので、

その時点で判断したい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてを承認いたしました。

次に、議案第36号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「都市計画総務費について、駅周辺整備事業に社会資本総合交付金が当初見込額より増額に係る補正であるが、交付金申請の項目について」との質問があり、当局より、「道路局については町道整備事業で、都市局については都市再生整備事業で、交付金申請を行っている」との回答がありました。

委員より、「今般の補正は、駅前事業に対応するものか」との質問があり、当局より、「道路局でロータリー、新設道路、踏切拡幅に伴う町道整備部分、都市局で駅前広場・公園整備部分である」との回答がありました。

続いて、委員より、「今回の交付金申請には工業ゾーン創出事業を含んでの申請か」との質問があり、当局より、「道路局に工業ゾーン創出事業及び駅周辺整備事業の交付申請を行ったが、工業ゾーン創出事業の進捗が国等の関係機関協議が長期化していることから、市街化編入時期が予定していた平成31年3月から9月におくれる見込みであり、道路用地買収に取りかかれない状況となっている。そこで、交付金について近畿整備局と協議し、もう一つの重点事業である駅周辺整備に流用して活用することになった」との回答がありました。

委員より、「事業の進め方として、年次を決めて事業を終了させるのか、それとも完成年次を決めず、交付金に応じて事業を進めるのか」との質問があり、当局より、「都市局の都市再生整備事業については、事業開始から5年以内に事業を終了させなくてはならない。これは、駅前公園、広場、駅舎に対する交付金であるため、先行して実施したい。また、道路局事業については期限の定めがないため、交付金の状況に応じ事業を実施したいと考える。しかし、住民の思いが強い踏切拡幅については、近畿日本鉄道から踏切拡幅には前後道路の整備が条件とされていることから、踏切拡幅に係る町道整備については早急に実施したいと考える。それ以外の道路については、議会と協議させていただきたいと考えている」との回答がありました。

また、委員より、踏切拡幅に係る近畿日本鉄道協議の進捗について質問があり、当局より、「現在、近畿日本鉄道と奈良県、町の三者協議を実施しており、近鉄は、1カ所踏切を廃止できること及び維持管理費を負担することで、踏切拡幅に対し拡幅可能であるとの見解である。しかし、踏切拡幅には近畿運輸局との協議が必要であることから、必要資料が整い次第、近鉄から運輸局に対し、事前協議に取り組んでいただくことになっている。近鉄と運輸局の協議が整った後に三者協定を締結する計画で進めている」との回答がありました。

次に、委員より、「非常時消防費・災害復旧事業費補助金について、自然災害の片づけの補助金として新たな制度として始めるが、年2回までと決めた理由は何か」との質問があり、当局より、「昨年の台風21号被害による要望を受けて要

綱整備した補助金である。昨年も台風が何度か通過しましたが、大きな被害としては一度のみで、補助金の整備に当たっては、このことを踏まえ、まずは2回と設定した」との回答がありました。

委員より、「台風の後片づけに対する補助金として賛成であるが、自然災害が起これば必ず後片づけが必要となるので、状況に応じてその都度補助金を出していけばよいと思うがどうか」との質問があり、当局より、「この補助金については、災害に対する自助・共助の中で補助するため、災害対策本部の設置されたときと一部縛りをつけているものである。どんな災害に対しても補助するのではなく、まずはこれで進めたいと考えている」との回答がありました。

続いて、委員より、「今後において、そのときの状況に応じて対応していただけるようお願いしたい」との質問があり、当局より、「今後どういった災害が発生するかわからないが、そのときには議員の皆様にも相談させていただきながら検討していきたいと考えている。まずは最初の入り口段階として、こういう形で設置させていただきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第36号、平成30年度川西町一般会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第37号、川西町防災空地設置条例の制定についてであります。

委員より、「この条例制定は、町として防災空地を計画的に確保していこうということによるものなのか」との質問があり、当局より、「今回の防災空地設置の条例制定では、緊急防災事業債を利用した起債により、除却した共同浴場建物の跡地の用途を防災空地として条例により明確化させたいものである。川西町のような田園地帯であれば、計画的に空地を確保していくということまでは必要ないかと考えている。一部密集している地域も見受けられるが、健民グラウンドや公園などで現時点では足りていると考えている。災害時のごみ処理の計画を考えていく中で、防災空地について見きわめてまいりたいと思っている」との回答がありました。

また、委員より、「空き地対策としての取り組みの中で、空き家を除却した後、更地になった空き地を町が借り受けて防災空地にする。そのための策として、除却補助的な手だてはないか」との質問があり、当局より、「特定空き家については、法的に所有者が存在しなくなった場合、社会資本整備交付金を活用し、除却する手だてがあり、除却後は防災空地ではないが、ポケットパーク等として利用することはある」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第37号、川西町防災空地設置条例の制定についてを承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石田三郎君）　　続きますして、厚生委員長 今村榮一君。

厚生委員長（今村榮一君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る平成30年6月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、6月14日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

委員より、「今回の条例改正は、なぜ専決処分とされたのか」との質問があり、当局より、「地方税法施行令の一部が改正されたことにより本条例を改正するので、当該政令の公布日が平成30年3月31日、その施行日が平成30年4月1日となっていたことから、県からの通知が4月に入ってから届いたということもあり、専決処分を行った」との回答がありました。

委員より、「改正となる低所得者の法定軽減となる世帯数など把握しているかどうか」との質問があり、当局より、「国民健康保険税の当初賦課は7月1日であり、まだ本算定していないので、今年度の対象世帯数は未確定である。しかし、昨年度ベースで言うと、国保世帯数全体は約1,350世帯、被保険者数では約2,400人で、そのうち7割・5割・2割の軽減対象となったのが、世帯数では約800世帯、被保険者数では約1,400人となり、全体の6割近くを占めている。今年度についてもおおむねその程度であると思料する」との回答がありました。

続いて、委員より、「今回の改正について、住民への周知はどのようにするのか」との質問に対し、当局より、「7月の広報に、国保の制度改正に加えて、保険税率及び賦課限度額の改正についての掲載を予定している。それ以外では、7月上旬に送付する国保の納税通知書発送時にも同様の内容のチラシを同封し、また、法定軽減などの内容については、現在、ホームページに掲載する予定である」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第4号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを承認いたしました。

次に、承認第5号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分については、当初の提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第38号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

委員より、「現在、家庭的保育事業所は川西町にはないが、今後、川西町に整備する予定はあるのかどうか」との質問があり、当局より、「今後の家庭的保育事業所の整備については、平成31年度に策定予定の川西町子ども・子育て支援事業計画の策定時に住民アンケート調査や川西町子ども・子育て会議での意見を参考に決めていくことになる」との回答がありました。

続いて、委員より、「第16条3項の2にある、同等の能力を有すると町長が認める者については、今後規則等で決めるのかどうか」との質問があり、当局より、「これは、省令により改正された内容を反映させるためのもので、具体的には規則等で決めることは難しいと思われる。町として適切かどうか判断していく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第38号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

委員より、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者について質問があり、当局より、「放課後支援員の基礎資格の新設については、高校を卒業していない者も放課後児童支援員となることができるよう、放課後児童支援員の基礎資格を拡大するものである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第39号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質問及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。ただいま、総務建設経済並びに厚生両常任委員長から報告のありました、承認案3本、議案4本に対する討論を行います。

承認第3号の平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算を否認とするほかは、承認案及び議案ともに全て賛成するものであります。

承認第3号の住新特会の補正につきましては、これまでと同様に、前年度の歳入不足を補うべく、本年度の予算をその分増額して、前年度へ繰り上げて充用するための措置ですが、ルール上は認められてはいますが、特別な処理をしていることには変わりはありません。この打て返しも34年度で歳入不足が解消される見通しのようですが、本来、順調に貸付金の回収が履行されていけば起こることのない現象でありますから、事態の経過についてはきちんとした説明をし、住民

の皆さんの納得の上で処理すべきものと心得ますし、長期の滞納として全く動いていない、事実上の焦げつきとも言える未回収金については、依然回収の見込みは立っていませんから、あとは国のその他大臣の処理を待つのみでして、これに当たらなければ、住民みんなを抱くことにならざるを得ません。

狭隘な住環境の改善事業として取り組まれた重要な制度ですから、自治体の取り組みとしては非常に進んだ取り組みにほかなりません。こうした取り組みは、成功裏に終わってこそ、よかったとなるわけですので、事態の経過は見過ごせませんし、事の原因と責任の所在を明確にして、今後の教訓として生かさなければならぬ問題と心得ます。

会計処理につきましては、審議を通じて、現在の回収組合から脱退する31年度をもって一定のめどが立つ旨、町長もお述べでありますので、どこかをきつしよにせねばなりませんので、ここを契機として、原因と責任の所在等の事の詳細を明らかにし、今後の見通しを示して、納得を得た上で会計処理に当たられんことを引き続き求めまして、本会計につきましては、これまで同様に否認とするものであります。

以下の承認案2本、議案4本につきましては、いずれも賛成するもありますが、去年の水害を機に、事後処理に供するべく取り組む自治会への補助制度であります。予算案では回数を2回分としていますが、回数を制限することなく、発生の都度、必要な手だてが講じられるよう取り計らわれんことを求める次第であります。

また、防災空地の設置条例であります。審議を通じて、その必要性については乏しい旨、町長もお述べのとおり、この手の空地の確保は、どちらかといえば人口密集地の都市型かと存じます。ただ、建物の除却等に使える有利な起債や補助金等がある場合は、使わん手はありませんので、財源を工面する、その受け皿としては有効に働くものと存じます。ならば、若干の議論は交わりましたが、町が空地確保することで供する空き家対策にも使える制度になるのでは存じます。この辺は今後の検討材料に含んでいただければ、方法次第では有効に働く取り組みになるものと考えるところでありますので、取り計らいのほどを求めまして、都合6本につきましては賛成するものであります。

以上、今般上程の承認案3本、議案4本に対する討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。承認第3号から承認第5号までの3件、議案第36号から議案第39号の4件について討論を行います。

態度表明といたしましては、全て賛成の立場からのものです。

まず、承認第3号、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分については、平成29年度の決算見込みにおいて不足が発生することにより行うものであり、現段階でとり得る会計的手段としては、出納閉鎖期間中の繰り上げ充用が最も適当であると判断いたします。この特別会計の住宅新

築資金の滞納債権に対する住民への説明等につきましては、住宅新築資金の回収管理組合が債権回収に取り組んでいただいている間は、回収が不可能かどうかは流動的であり、未確定のところから、まだその段階にはないと思われま

す。また、平成32年からは回収管理組合からの脱会が予定されていますので、それまでに回収管理組合に債権者のさらなる調査を求め、債権放棄等最終的な判断を行い、特別会計の最終の決算の議会承認を得てから公表すべきであり、今はその段階ではないと考えます。

したがって、平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分については、賛成いたします。

議案第36号、平成30年度川西町一般会計補正予算については、主に国の社会資本整備総合交付金が増えたことによるもので、これによって駅周辺整備事業の進捗が図られることから、賛成するものであります。

その他の案件につきましても、同僚議員と同様に賛成の立場ですので、賛成討論を省略いたします。

以上で討論を終わります。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

承認第4号から承認第5号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号から承認第5号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第39号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号から議案第39号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第40号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について、議案第41号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正についての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、日程第2及び日程第3に追加し、追加議案といたします。

議 長（石田三郎君） 議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案の提案要旨について御説明いたします。

まず、議案第40号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてでございます。

これは、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定に基づき、ぬくもりの郷のグループホームで給付される介護サービスに係る被保険者負担が一定以上の所得を有する場合、3割負担になる旨の改正でございます。

続きまして、議案第41号、ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正についてでございます。

これも同様に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の制定に基づき、ぬくもりの郷デイサービスセンターで給付される介護サービスに係る被保険者負担が一定以上の所得を有する場合、3割負担になる旨の改正でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

議案第40号及び議案第41号の2議案につきましては、改正内容が同一であるため、一括審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第40号及び議案第41号について、質疑ございませんか。

芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。それでは、若干お尋ねをいたします。

町長の御説明のとおり、介護保険法の改定によりまして、一定所得以上の方が、その利用料において3割の負担が本年8月から始まることとなりました。影響としては、本町デイサービス事業で1名の対象がおられる、そういうことのようにあります。ルールはルールですので、対象の方は3割はそのまま3割負担となるわけですがけれども、介護保険全体で見えますと、この3割の対象は、本町では現状では10名ということのようでありまして、いずれにしても一定所得以上の人にはそうなるということです。

介護保険は、町長も御承知のとおり、仕組み上、見直しのたびに保険料の負担は上がらざるを得ないということはそのとおりなんですけれども、この負担に関して、自治体が工面できる部分は保険料ではどこもありませんでして、利用料のみということになります。それは、現行介護保険制度に自治体が上乗せをする形で利用料に対して自治体判断でどう手を打つかということになるわけです。実際そういった形で実施に踏み切っている自治体もあるわけですが、この辺、仕組み上、負担は膨らまざるを得ないという中にある介護保険の中で、そういった利用料の部分で自治体が工面できるならば、その辺、何とか手だてを打とうかということに関して、その辺の必要性の有無について、町長自身はどうお考えか、その辺の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今回の改正につきましては、介護保険制度自体が日本国全体の高齢化並びに若者世代・生産者人口の減少というところで、制度自体を維持していくのが大変厳しい状況の中、国のほうで現役世代並みの所得を持っていらっしゃる高齢者については負担割合を引き上げていこうというのが今回の制度になるかと思えます。

その中で、保険料ではなくて利用料を自治体で負担できないかということですが、今後の制度の行く末等を見ていきますと、ここで自治体が負担することで制度が維持できるのかどうかというところから考えますと、国の制度にのっとって対応するのが望ましいと私自身は考えておるところでございますので、利用料の負担を自治体でする必要はないかと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 利用料に上乗せした形での自治体の取り組みの必要性については、町長としては国の制度に乗っかっといったら無難というところかと思えます。

ただ、今般の介護保険法の改定は、一定所得以上の人に対する3割の利用料負担ということです。ただ、保険料にしても利用料にしても、結局誰がしんどいのかといいますと、低所得者の部分がしんどくなるということになっていまして、いろいろ区分はつくってありますけれども、いずれにしても、保険である以上、保険料が賦課されますし、ただ、それはその人の支払い能力に関係なく、決められた保険料が賦課されると。利用料についても、介護保険は介護度の度合いに応じてメニューが組めますけれども、その利用料負担ができるかできないかでメニュー

一の内容が結局のところ決まるということになりますので、そういう点で言うと、やっぱり必要なときに、必要な人に、必要なサービスができるということになっていて、初めてこういった介護保険という制度はうまくいくのかなというところがありますので、まだまだその辺の改善点は保険全体ではたくさんあると思うんです。

ただ、問題は、その辺のところを自治体がカバーできるところは実際にカバーしている自治体もあるわけですし、そこが住んでいる自治体によって差が出てしまっているのが今日の問題となっております。

町長のお考えはお考えとしてわかりますので、それはそれとしまして、するかせんかは別にして、実際どういう手だてができるのか、自治体としてどういう取り組みをやっているのか、その辺の底辺をきちんと支えていくということでは、自治体はどんな役割を果たしているのかということ調査して、状況掌握する。これは、するかせんかは別にしても必要な手だてやと思うんですけれども、その辺については、そういった状況掌握、調査の必要性の余地については、町長はどうお考えでしょうか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） この保険制度につきましては、国全体で考えていくべきものだという考えから、先ほどは保険利用料の自治体負担についてはする必要はないとお答えしましたが、実態の調査については、確認していく必要があるのかなと思っておりますので、今後、自治体としましては、介護保険の利用、お世話にならないような形で健康寿命の長期化というのを図っていきたいなと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。それでは、議案第40号並びに議案第41号に対する討論を行います。

態度表明は、賛成の立場からのものであります。

本条例案2本は、介護保険法の改定により、本年8月からの実施に向けて該当する条例を整備するためのものでありますので、反対するものではありませんが、介護保険を取り巻く環境は、皆さん承知のとおり、保険料にあっては改定のたびに引き上がることは、その仕組み上避けられませんし、今般は、その利用料も国がルールを見直しましたので、対象となる皆さんには3割負担が始まることとなりまして、こちらも避けられません。

議案の審査を通して、この辺の一連の負担増について、いかにあるべきかのや

り取りを今若干交わしましたが、方向性としては明確にどうしていくということには至りませんでしたので、議論は続きますが、いずれにせよ、自治体としての取り組みは、必要なときに、必要なサービスを、必要な人に受けてもらえるようにすることと存じます。

方法はさまざまに考えられますから、まずは町長も調査の必要はあるということでありましたので、先進事例を参考にすべく、必要な情報の収集に努められて、おのこの負担能力に応じた範囲内での利用に踏み切れるように、いい努力と工夫、その辺を検討していくことを求めておくものであります。

以上のことを申し添えまして、今般上程の2本の条例案に対しましては賛成の立場からの討論といたします。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号及び議案第41号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

日程第4、発議第1号、住民の安全・安心を守るための公務公共サービスの充実・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書について、日程第5、発議第2号、国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についての2議案を追加議案といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、日程第4及び日程第5に追加し、追加議案といたします。

日程第4、発議第1号、住民の安全・安心を守るための公務公共サービスの充実・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。森本修司議員、大植正議員の賛同を得まして提出いたしました、住民の安全・安心を守るための公務公共サービスの充実・向上と自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書につきまして御説明申し上げます。

本意見書は、表題のとおり、公務員の非正規職員の待遇改善を国に求めるもの

であります。本町におきましても非正規職員は一定数存在していることは、皆さん御承知のとおりでありまして、今日、町としても、その務めを果たす上では、既に欠かすことのできない存在として従事してもらっている状況にあることは、先だつての本会議での議論のとおりでありますし、個々の状況はケース・バイ・ケースですので、一概には言えませんが、そのあり方は、基本、常勤職員としてしかるべきということも議論を通じて一定明確になってきているところでもあります。

本年4月より労働契約法が改定されたことによりまして、同様の問題が民間では無期雇用へと転換請求が始まることになりましたが、公務員はこれには該当しませんので、改正地公法並びに自治法施行後も、これら一連の改善は行われませんから、置かれている状態に変わりはありませんので、これらの改善を求めるべく、国に対して処遇改善に向けての財源の確保と速やかな法整備の着手、正規職員として採用できる仕組みを確立することを求めようとするものであります。

議員の皆さんにおかれましては、懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第5、発議第2号、国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番議員 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番 芝和也です。続きまして、国保の意見書についてであります。

本町議会厚生常任委員会の正副委員長であります今村榮一、松村定則両議員の賛同を得まして提出をいたしました、国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

皆さん御承知のとおり、今年から国保の県一本化が始まりまして、これから向こう6年かけて統一の保険料水準に持っていくべく動き始めました。これでいきますと、保険料が奈良県全体でならされますので、おのずと上がるどころ、下がるどころが出てまいります。本町は上がるほうでありまして、おおむね2割の引

き上げが試算されていることは、皆さん御承知のとおりであります。

本来、市町村ごとに運営する国保に県が加わって、その運営主体になるわけですから、これまでの市町村分に加えて県費が入ってきて、より運営が容易にいくならば、わからない話でもありませんが、そうは事が運ばないところに今般の県一本化の問題点があると存じます。

いずれにしましても、県が運営主体として加わる以上は、その責務をきちんと果していただきたく存ずる次第であります。今般の県に求める意見書は、運営主体としての権能を遺憾なく発揮して、国保運営がより一層有効に働き、我が国における国民皆保険制度の要としての役割を果たせるよう、その充実に向け、県として国庫負担をしっかりと求めていくこと、地域と自治体の実情に応じた取り組みを有効に生かすためにも、統一保険料の導入は見直すこと、保険料の抑制策は、市町村の取り組みを尊重すること、県としての財源の工面を果たすこと、県として保険者たる申請減免制度を確立することの以上5点について意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましては、既に熟慮いただいていると存じます。懸命なる御判断をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。討論ありませんか。

3 番 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） 3 番 福西広理でございます。発議第2号、国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書の提出について、反対の立場で討論を行います。

2018年度から始まった国保の県単位化は、日本の人口減少、超高齢化社会の中で、医療保険制度を持続可能なものとして運営していくために行われた重要な施策であります。

今回の意見書には、「急激な保険料上昇を招く奈良県統一保険料水準の導入は見直すこと」と書かれていますが、保険料の上昇の要因は、県統一保険料水準の導入によるものではなく、加入者の減少と高齢化によるものであります。今回の制度では、平成36年度までは段階的に保険料を上げていくことになっておりますし、本町の人口推移、高齢化率を見ましても、町独自で保険料率を決定するよりも、奈良県下で統一水準による効率的な運営を行っていくほうが、将来的に保険料の上昇幅を抑制できるものと考えます。

現在、川西町の保険料の収納率は県内でも高い水準ですので、これまで行ってきた取り組みに対するインセンティブや今後の交付金の配分制度に対してはしっかりと県に要望していかなければならないと考えますが、県の保険料率の統一化につきましては進めていかなければならないと思いますので、この意見書の提出については反対いたします。

議員の皆様方には、何とぞ慎重に御判断いただきますことをお願い申し上げます。私の反対討論とさせていただきます。

議 長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成30年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉

会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（石田三郎君） これをもちまして、平成30年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時57分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月20日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第3号	平成30年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月20日	原案承認
承認第4号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月20日	原案承認
承認第5号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月20日	原案承認
議案第36号	平成30年度川西町一般会計補正予算について	6月20日	原案可決
議案第37号	川西町防災空地設置条例の制定について	6月20日	原案可決
議案第38号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月20日	原案可決
議案第39号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6月20日	原案可決
議案第40号	ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について	6月20日	原案可決
議案第41号	ぬくもりの郷デイサービスセンター条例の一部改正について	6月20日	原案可決